平成２３年（フ）第２７３９号
福岡県筑紫野市大字吉木2438番地１
債務者　牟田滿壽夫
１　決定年月日時　平成23年12月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７５８号
福岡市南区桧原３丁目18番13―202号
債務者　大屋　　徹
１　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７６５号
福岡市南区皿山２丁目８番14号
債務者　坂田　　徹
１　決定年月日時　平成24年１月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２８３８号
福岡県糟屋郡新宮町大字上府896番地１
債務者　山崎　敏行
１　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２８８６号
福岡市南区弥永団地61番302号
債務者　木原きみ子
１　決定年月日時　平成24年１月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１８３３８号
東京都板橋区西台３丁目26―10―306
債務者　高橋　章夫
１　決定年月日時　平成24年１月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８３５０号
神奈川県川崎市高津区末長42―４　第２ヒルトップ梶ケ谷306
債務者　相川　理恵（旧姓高島）
１　決定年月日時　平成24年１月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８３５５号
東京都江東区北砂５丁目20―７―824
債務者　村上　憲子
１　決定年月日時　平成24年１月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８３６９号
東京都北区王子３丁目23―１―203
債務者　森　　利江
１　決定年月日時　平成24年１月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８４２５号
東京都新宿区西落合１丁目31―18―401
債務者　道鎭　由香
１　決定年月日時　平成24年１月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８４７３号
東京都江東区大島７丁目25―20―303
債務者　武山　民男
１　決定年月日時　平成24年１月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８４７５号
東京都板橋区舟渡２丁目17―４―407
債務者　中村　八郎
１　決定年月日時　平成24年１月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８４７６号
東京都目黒区東が丘１丁目21―15―411
債務者　清水　君代
１　決定年月日時　平成24年１月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８４９１号
埼玉県さいたま市緑区大字下野田950　センターフィールド浦和美園弐番街1409
債務者　下畑　淳市
１　決定年月日時　平成24年１月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３号
東京都中野区本町４丁目18―13―402
債務者　小林　正夫
１　決定年月日時　平成24年１月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４号
東京都中野区本町４丁目18―13―402
債務者　小林　　恵
１　決定年月日時　平成24年１月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６号
東京都西東京市向台町４丁目１―16―103
債務者　藤村　吉徳
１　決定年月日時　平成24年１月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部